

会議公開の根拠について

○近江八幡市会議の公開に関する取扱要綱（平成22年3月21日告示第33号）＜抜粋＞

（会議の公開の基準）

第3条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

（1） 近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）第7条及び第8条の各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合

（2） 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 会議の議題に非公開とする事項と、それ以外の事項がある場合において、議題を分割して行うことができると認められる場合は、非公開の部分を除いて会議を公開するものとする。

（公開又は非公開の決定）

第4条 附属機関等の長は、前条に定める基準に基づき会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関等の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

3 附属機関等の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

○近江八幡市情報公開条例（平成22年3月21日条例第14号）＜抜粋＞

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、非公開としなければならない。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執

行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(非公開とすることができる公文書)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、非公開とすることができる。

(1) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の活動利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報

(2) 公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(3) 法律又はこれに基づく政令により市長その他の執行機関の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の事務に関する情報であって、主務大臣等から公開してはならない旨の明示のあるもの

(4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力・信頼関係を著しく損うおそれのあるもの

(5) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、企画、検討、調査、研究等の意思形成に関する情報であって、公開することにより、当該又は同種の意思形成を公正かつ適正に行うことに著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 市又は国等が行う検査、監査、取締り、許可、認可、試験、審査、争訟、入札、交渉、渉外、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの